

2林整森第156号  
国不籍第246号  
令和2年10月30日

各都道府県林務担当部長 殿  
各都道府県地籍調査担当部局長 殿

林野庁森林整備部森林利用課長  
国土交通省不動産・建設経済局地籍整備課長

リモートセンシングデータを活用した森林調査等と地籍調査との連携の推進について

林業成長産業化と森林資源の適切な管理に向け、小規模・分散している森林を集約化し、効率的に経営管理していくことが必要です。しかし、森林所有者の高齢化、不在村者の増加、林業経営に対する意欲の低下等により、森林所有者や森林境界の明確化において、多くの手間やコストがかかるなどの課題があります。このような中、近年では、省力化・低コスト化などの観点から森林境界を含む森林現況の把握等（以下「森林調査等」という。）において、航空レーザ計測等によるリモートセンシングデータの取得・活用が進んでいるところです。

他方、山村部における地籍調査についても同様の理由により、現地における一筆地調査や測量が困難な状況となっている一方、災害対策や環境保全、森林施業等の推進のために、地籍調査のより一層の推進が求められており、山村部における地籍調査の迅速化・効率化を図るべく、地籍調査作業規程準則等において、リモートセンシングデータを活用した調査手法に関する規定を整備するなど、地籍調査におけるリモートセンシングデータの取得・活用を進めているところです。

これまでも、林野庁と国土交通省では、森林境界の明確化の活動と地籍調査との連携を推進してきたところですが、今後は、森林調査等と地籍調査におけるリモートセンシングデータの相互利用等の連携推進も一層重要なことから、下記の点に取り組んでいただくとともに、貴管内市町村に対しても周知いただきますようよろしくお取り計らい願います。

## 記

### 1. リモートセンシングデータの保有状況や撮影・計測に関する情報共有

都道府県や市町村の林務担当部局（以下「林務担当部局」という。）が保有しているリモートセンシングデータを地籍調査で活用するため、また、都道府県や市町村の地籍調査担当部局（以下「地籍調査担当部局」という。）が保有してい

るリモートセンシングデータを森林調査等へ活用するため、林務担当部局と地籍調査担当部局はそれぞれのリモートセンシングデータの保有状況や撮影・計測の実施状況（実施予定も含む）について、情報を共有するものとする。

## 2. リモートセンシングデータを活用した調査等の実施

(1) 林務担当部局は、上記「1」により共有された情報を基に、地籍調査担当部局が保有するリモートセンシングデータの森林調査等への活用を積極的に検討するとともに、活用可能な場合には、地籍調査担当部局に当該データの提供を依頼するものとする。

地籍調査担当部局は、林務担当部局から当該データの提供依頼があった場合には、個人情報の保護に十分配慮した上で成果の写しを提供するなど、可能な範囲において情報提供に努めるものとする。

データの提供を受けた林務担当部局は、当該データの取扱いに当たり、個人情報の保護に十分配慮するとともに、森林調査等以外の用途への使用は行わないこととする。

(2) 地籍調査担当部局は、上記「1」により共有された情報を基に、林務担当部局が保有するリモートセンシングデータの地籍調査への活用を積極的に検討するとともに、活用可能な場合には、林務担当部局に当該データの提供を依頼するものとする。

林務担当部局は、地籍調査担当部局から当該データの提供依頼があった場合には、個人情報の保護に十分配慮した上で成果の写しを提供するなど、可能な範囲において情報提供に努めるものとする。

データの提供を受けた地籍調査担当部局は、当該データの取扱いに当たり、個人情報の保護に十分配慮するとともに、地籍調査以外の用途への使用は行わないこととする。